

宴会場ご利用についてのお願い

宴会・催事規約

ホテルアソシア豊橋(以下、「ホテル」と称します。)では、宴会または催物(以下、「宴会等」と称します。)のご契約および宴会場のご利用に関して、以下の通り定めておりますので予めご了承ください。(ご結婚披露宴については別途規約を定めております。)

1. 宴会時間と追加室料

宴会場等のご使用開始から終了までのご契約時間(以下、「宴会時間」と称します。)は予め当ホテルとお客様との間で取り決めた時間とし、所定の室料金をお支払いいただいておりますが、この宴会時間を超過した場合は追加室料をお支払いいただくことになります。但し、次の会場使用時刻との関連で、ご使用時間の超過に応じられない場合もございます。予めご了承ください。

2. お料理について (有料人数の確認と 食物アレルギー対応)

料理等をご用意する人数(以下、「有料人数」と称します。)を宴会等の開催日3日前(土・日・祝日を除く)の正午までに当ホテルの担当者にご連絡ください。それ以降は全て手配が完了いたしておりますので、宴会等に出席されるお客様の人数が減少した場合でも有料人数分の料金をお支払いいただきます。食物アレルギーについても、必ず開催日3日前(土・日・祝日を除く)の正午までに担当者にご連絡ください。食物アレルギー対応メニューはアレルゲンを含む他の料理と同一の厨房で調理を行い、調理器具及び洗浄機器も共通のものを使用しておりますため、コンタミネーション*の可能性はゼロではない旨を予めご了承ください。
*原材料として使用していない場合でも同一の調理場で取り扱いがある等、アレルギー物質が意図せずに極微量混入してしまうこと。

3. お申込金

ご宴会予約が成立した場合、期限を定めてお申込金を申し受ける場合がございます。お申込金のお支払時期および金額については、ご宴会内容に基づいて当ホテルより提示させていただきます。

4. お支払い方法

当ホテルからご提示いたしましたお見積り概算額を、原則としてご宴会開催日7日前(土・日・祝日を除く)までに現金等にてお支払いまたは当ホテル指定の金融機関口座にお振込みくださいますようお願いいたします。宴会等に関する一切の費用(お申込金をお支払いいただいた場合、及びご宴会日以前にお支払いいただいた場合はその残金)は、ご宴会日から60日以内に現金等または、当ホテル指定の金融機関口座にお振込みください。

5. 取消料と期日変更料

すでにご予約いただいた宴会等をお客様のご都合によりお取消される場合、または期日を変更される場合は、それまでに発生した実費のほか、次に定める取消料または期日変更料をお支払いいただきます。

期日	取消料	期日変更料
予約確定日から開催日の91日前まで	正規会議室料の50%+実費	実費
開催日の90日前から61日前まで	正規会議室料の80%+実費	正規会議室料の60%+実費
開催日の60日前から31日前まで	見積金額の50%+実費	見積金額の30%+実費
開催日の30日前から11日前まで	見積金額の70%+実費	見積金額の50%+実費
開催日の10日前から3日前まで	見積金額の80%+実費	見積金額の80%+実費
開催日の2日前から当日	見積金額の100%+実費	見積金額の100%+実費

※上記取消料、期日変更料についてはサービス料と税金は加算されません。
※実費とは、当ホテルにかかった一切の費用を指します。
※宴会等の目的によって、取消料・期日変更料に関し、上記の規約内容とは別の契約を行う場合がございますのでご了承ください。

6. 装飾・余興などの手配

ご宴会等に関する装飾、装花、音響・照明、映像、余興、音楽、レセプションアテンダント、引出物などにつきましては、当ホテル指定会社到手配させていただきます。お客様のご都合で、ホテル指定委託会社以外をご利用になる場合は、事前に当ホテルの了承を得た上でご手配いただきますようお願い申し上げます。当ホテルの了解のもとお客様又はお客様が直接依頼された委託会社が行う装飾、余興などの機器及び材料の搬入・搬出、設置場所・設置時間の設定等については、当ホテルの施設を保全し、他のお客様のご利用との調整を図るため、当ホテルの指示に従っていただきます。なお、ホテルスタッフによる立会の必要があると当ホテルが判断した場合には、別途立会人件費をお支払いいただきます。

7. 宴会等利用契約締結の拒否

次に掲げる各項目につきましては、宴会等の利用契約締結に応じません。
① お客様の中に暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条の暴力団員または暴力団と関係を有する企業または団体関係者がいる場合。
② お客様の中に、他のホテル利用者に著しい迷惑を及ぼした方がいる場合。

8. 当ホテルの契約解除権

次の場合には、宴会等のお申込をお断りし、すでにご契約いただいた場合においても、その契約を解除することがございます。また、お客様の都合により解約される場合の違約金は、第5項に準じた取消料をお支払いいただきます。
① 宴会等に出席されるお客様が法令または公序良俗に反する行為をされ、またはその恐れがあると当ホテルが判断した場合。
② 宴会等に出席されるお客様が他のお客様に迷惑をかける、またはその恐れがあると当ホテルが判断した場合。
③ お客様が第12項の禁止事項に該当する行為をされる場合、またはその恐れがあると当ホテルが判断した場合。
④ その他、第7項の①および②の事項が契約締結後に判明した場合。

9. 損害賠償

お客様(お客様側の全ての関係者を含みます)あるいはお客様が直接依頼された手配先の方は、当ホテルの施設、什器備品等に破損、損傷させることがないように充分ご注意ください。万一、破損や損傷が生じた場合は、お客様あるいはお客様が直接依頼された手配先及び関係者の方にすみやかに修理していただくか、損害賠償金を請求します。また、展示品等の破損・盗難防止措置は、お客様の責任において行っていただき、物品・展示品等の盗難・破損事故、及び来場者を含む人身事故などの全ての事故において、ホテルは一切の責任を負わないこととします。

10. 駐車場の利用

宴会等で駐車場をご利用の際は、担当係員にお尋ねください。
飲酒運転は法律で禁止されています。飲酒されるお客様のお車でのご来館はご遠慮ください。

11. 不可抗力

天変地異、自然災害、感染症のまん延、戦争、テロ、内乱、暴動、政府の規制・命令又は指導、ストライキ、交通の閉塞その他不可抗力により、当ホテルが契約上の義務を履行できない、または履行期限を遵守できない場合、当ホテルは責任を免れるものとします。当ホテルは、不可抗力事由が生じた場合、お客様に書面で通知を行うことにより、解約することができるものとします。

12. 禁止事項

次に掲げる各項目については禁止事項となっておりますので、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

- ①犬(ただし、盲導犬、聴導犬、介助犬を除きます。)、猫、小鳥、その他の愛玩動物、家畜のお持ち込み
- ②悪臭を発生する物、他のお客様に不快ないし嫌悪の情を生じさせるおそれがある物、公衆衛生の観点から悪影響があると思料される物のお持ち込み
- ③危険物(発火または引火するおそれがある物を含み、かつこれに限定されない。のお持ち込み
- ④宴会と関係のない物のお持ち込み
- ⑤法令に違反する行為または公序良俗に反する行為
- ⑥他のお客様に不利益を与えまたはご迷惑となる言動
- ⑦設備・備品を損壊するおそれのある行為またはこれらを所定の場所から移動させる行為
- ⑧20歳未満の方の飲酒
- ⑨当ホテルの許可なく、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の公共宣伝媒体、インターネットおよび各種SNS(参加者のみが閲覧可能な場合を除く)を用いての宴会等の参加者を募集すること
- ⑩当ホテルの許可なく、共用スペースでの物販行為
- ⑪ご予約時に承った使用目的以外のご利用

13. 個人情報の取扱い

お客様から提供いただいた個人情報は、当ホテルの宴会業務の運営に使用します。その他取扱いは、「ジェイアール東海ホテルズ個人情報保護方針」に則って取り扱います。また、法令に定める場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、お客様に関する個人情報を第三者に提供、又は開示することはいたしません。

14. 施設内における事故・盗難

クロークにて宴会等にご出席されるお客様のお荷物等をお預かりさせていただくサービスを行っておりますが、現金、貴重品、精密機器等の高価品のお預かりはお断りさせていただいております。なお、お荷物等が置き忘れられていた場合、当ホテルは原則として所有者からの照会の連絡を待ちその指示を求めます。所有者の指示がない場合は、遺失物法及び所轄警察署の指示・指導等に基づき、当ホテル所定の管理手順に則り処理いたします。また、当ホテル施設内において、お客様側の管理下で発生した事故・盗難につきましては、当ホテルは一切責任を負いませんので充分にご注意ください。